

工事協定書(案)

近隣：調布市二本松自治会（以下「甲」という）と施工者：株式会社竹中工務店（以下「乙」という）とは、乙が東京都調布市多摩川2丁目29-1外において施工する「(仮称) 東宝調布ゴルフクラブ練習場・クラブハウス・テニスコート改修・建替工事（以下「本工事」という。予定期工期：着工平成21年12月1日～竣工平成23年6月30日）に関し、次の通り協定する。

第1条（基本姿勢）

乙は、本工事の施工にあたり、甲の迷惑を最少限にとどめるよう防護に万全を期すると共に、終始安全な施工を行う。

第2条（作業時間・休日）

- (1) 乙は、作業時間を原則として午前8時から午後6時30分までとする。
尚、準備、後片付け、内部仕上げ、コンクリート均し等の作業についてはこの限りでない。
- (2) 乙は、品質・安全確保の為作業中断が事実上不可能なコンクリート打設作業等や、交通渋滞・事故等当日の偶発的理由によりやむを得ない事情が生じた場合、前項(1)の時間を延長することができる。
- (3) 乙は、休日を日曜日、年末年始、お盆とする。
- (4) 乙は、関係官庁の指示、災害・台風対策等の緊急時の安全維持作業は、前項(1)(3)の日時を変更することができる。

第3条（災害防止）

乙は、甲および通行人の安全ならびに近隣家屋等の保護について十分配慮し、特に次の事項を遵守して施工にあたる。

- (1) 工事現場の周囲には仮囲い等を施設し、施工中の建物には養生シート等を施設して、場内からの落下物・飛散物による事故の防止に万全を期する。
- (2) 本工事の作業車輌の出入りに際し、所轄警察署の指示・指導に従い、安全対策を講じ、事故のないよう万全を期する。

第4条（騒音・振動等の抑制）

乙は、本工事用機械・工具・運搬車輌の使用に際し、定められた規制基準を遵守し、騒音・振動の抑制の為、使用する機械・工具を選定し、且つその設置場所・使用方法に十分留意し、防護措置を講じて騒音・振動の抑制を図る。

第5条（現場周辺の清掃および管理）

乙は、工事現場前の道路に誘導員を適宜配置し、常に清掃および安全に心がけ、道路上に工事資材等を放置しない。尚、工事車輌の入退場に関しては、第三者保護誘導を最優先とし、一般車輌、歩行者の円滑な通行ならびに安全を図る。

第6条（風紀維持・火災予防）

乙は、本工事関係者の風紀維持について厳正な管理を行うとともに、火災防止ならびに衛生管理について十分留意する。

また、工事現場内には作業員用の宿舎は設けない。

第7条（事前調査）

乙は、甲の求めにより必要に応じて、甲立合いのもと甲の家屋等の現況を写真撮影し、その記録について甲・乙夫々各一組を保持する。

第8条（家屋等の損傷）

乙は、万一、本工事の施工に起因して甲の家屋等に損傷等を与えた場合は、甲と協議の上、その損傷等に対し原形に修復もしくは復旧費用の支払を行う。

第9条（テレビ電波受信障害）

乙は、本工事に起因して甲へのテレビ電波受信障害が発生した場合は、早期に必要な措置を講じる。

第10条（連絡窓口）

甲及び乙は、本協定を実施する為、連絡窓口を次の通り定める。

甲

電話番号：_____

乙

竹中工務店作業所（決定しましたらご連絡いたします）

電話番号：_____

担当：_____

第11条（その他）

甲及び乙は、この協定書に記載のない事項や、疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議し、解決を図る。

また、甲及び乙が合意に達した事項は、速やかに必要な措置を講じる。

上記協定の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 株式会社 竹中工務店 東京本店